

座間市施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、座間市施設予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、座間市（以下「市」といいます。）が設置する公共施設の利用申込等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。この規約に同意することができない場合は、本システムを御利用いただくことはできません。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1)施設 別表に掲げるものをいいます。
- (2)有料施設 別表に掲げるものをいいます。
- (3)無料施設 別表に掲げるものをいいます。
- (4)利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
- (5)カード番号 利用者登録した時にお渡しする施設予約システム利用者登録書（以下「利用者登録書」といいます。）に記載してあるカード番号をいいます。
- (6)パスワード 本システムの利用に当たり、本人を認証するために用いるパスワードをいいます。
- (7)コールセンター 利用者からの本システム利用上の問合せの受付及び回答を行う機関をいいます。
- (8)利用申込等手続 利用の申込みと変更・取消し、予約内容の確認、抽選の申込みと変更・取消し、抽選申込内容の確認、抽選結果の確認、空き情報の照会をいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人（在住又は在勤）又は団体（10名以上で団体員の7割以上が在住又は在勤）は、本システムの利用者登録事前入力機能で利用者登録を行い、市担当課窓口へ本人（団体の場合は代表者本人）を確認できる書類等（学生証、運転免許証、住民基本台帳カードなど。在勤者については、その他に在勤が証明できる在勤証明など提出。）を提示又は提出の上、スポーツ施設等利用者登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）を提出するものとします。

2 代理人又は郵送による申請の場合、前項の確認できる書類等のコピーを提出するものとします。

3 団体登録の場合は、団体員名簿を提出するものとします。

(利用者登録書の発行)

第5条 前条により提出のあった登録申請書の申請内容について本システムに登録し、利用者登録書を発行します。

2 利用者は、利用者登録書を次の各号により取り扱うものとします。

(1)利用者は、利用者登録書の仮パスワードの設定変更をしてください。

(2)利用者は、利用者登録書を紛失しないようにしてください。

(3)利用者登録書は、登録した個人又は団体以外は使用できません。

(カード番号並びにパスワードの利用及び管理)

第6条 利用者は、本システムの利用にあたっては、カード番号、パスワードを本システムに入力することにより、利用申込み等手続を行うことができます。

2 本システムを利用するためのカード番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して、利用者の責任において厳重に管理してください。

(1)カード番号、パスワードは他人に知られないように管理してください。

(2)パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。

(3)他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。市、施設及びコールセンターからパスワードを電話等で問合せすることはありません。

(4)パスワードを忘失した場合は、速やかに市担当課窓口にて仮パスワードの再発行手続を行ってください。

3 カード番号、パスワードにより行われた利用申込み等手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者登録の変更)

第7条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく市担当課窓口スポーツ施設等利用者登録内容変更申請書（以下「変更申請書」といいます。）を提出するものとします。

(利用者登録日及び有効期限日)

第8条 利用者登録の申請がされ、本システムに登録した日を登録日とします。また、5年に一回程度、利用者の本人確認を実施することを目的に施設管理者が任意に定める日を有効期限日とします。

(利用者登録の抹消)

第9条 利用者は、利用者登録の抹消を希望するときは、市担当課窓口に変更申請書を提出するものとします。

2 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

(1)利用者が虚偽の申請をした場合

(2)利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に違反をした場合

(3) 利用者の所在が不明で、連絡をとることが困難と認められる場合

(4) その他利用者として不相当と認められる場合

(利用方法)

第10条 本システムによる利用申込等手続の具体的な方法については、市が別に定めるものとします。

(利用時間)

第11条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

(1) 利用申込等手続は原則として24時間

ただし、抽選受付開始日における抽選申込開始時間は、午前5時からとします。又、抽選日（抽選処理を行い当選結果が判明する日）と同日に、その抽選結果にもとづいて予約を行う場合、予約申込開始時間は、午前7時からとします。

(2) 空き状況の照会は原則として24時間

ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムを停止する場合は、本システムのトップページ（パソコンは <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>、スマートフォンは <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/zama/smartphone/>、携帯電話は <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/mobile/>）で事前にお知らせしますが、市が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用上の問合せ先)

第12条 本システムの利用上の問合せは、コールセンターにおいて次のとおり対応します。

(1) 電話による対応午前9時から午後5時まで

ナビダイヤル：0570-073-489

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く平日のみの対応とします。

(2) FAXによる対応は、原則として24時間受付

FAX番号：0570-037-489

ただし、回答については、前号の対応日時と同様とします。

(3) Webフォームによる対応は、原則として24時間受付

本システムトップページ（<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>）からリンクしています。

ただし、回答については、第1号の対応日時と同様とします。

(利用環境)

第13条 本システムは、次の機器で利用することができます。

(1) インターネットに接続できる電子計算機、携帯電話等

(2) 公共施設に設置する窓口端末

2 利用できる環境は、利用者ガイドブック等で周知します。

(予約の変更、取消しの受付期限)

第14条 本システムでは、利用者からの予約の変更、取消しができる受付期限を設けています。

2 利用者からの予約の変更、取消しは、利用日の6日前（無料施設は当日）まで本システムで変更できます。ただし、使用料の支払い済み（以下「本申請」といいます。）については予約変更・取消しできません。

3 有料施設については、利用日の5日前までに市担当課窓口にて、本申請をしない場合、予約は自動取消しとなります。

4 利用者が予約の変更、取消しを行わずに施設を利用しなかった場合は、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第15条 本システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにコールセンターに連絡してください。

(禁止事項)

第16条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1)本システムを利用申込等手続及び空き状況の照会以外の目的で利用すること。
- (2)本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3)本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4)本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5)他人のカード番号、パスワードを不正に使用すること。
- (6)その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第17条 本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第18条 利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について市は、一切の責任を負いません。

2 本システムの停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について市は、一切の責任を負いません。

(著作権)

第19条 本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第20条 本システムへのリンクは、トップページ（パソコンは <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>、スマートフォンは <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/zama/smartphone/>、携帯電話は <https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/mobile/>）に設定してください。この場合、フレーム内に取り込む形でのリンクはしないでください。

なお、ページの構成変更等によりリンクがとぎれることがありますのでご了承ください。

(個人情報保護)

第21条 市及び指定管理者は、利用者の個人情報を本来の目的以外に利用又は提供せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(準拠法及び管轄)

第22条 この規約は、日本国法に準拠するものとします。

2 本システムの利用又はこの規約に関して利用者と市間に生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第23条 市は必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

この規約は、平成23年9月1日から施行します。

附 則

この規約は、平成25年8月15日から施行します。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

別表

施設グループ	施設	用途	使用料
テニスコート	ひまわり公園テニスコート	硬式・軟式テニス	有料施設
	栗原遊水地テニスコート	硬式テニス	無料施設
壁打ちテニス	座架依橋壁打ちテニス練習場	硬式・軟式テニス	
野球場	座間市民球場	硬式野球 (バッティング不可) 軟式野球、	有料施設
	新田宿グラウンド		
スポーツ場	栗原遊水地スポーツ広場	ソフトボール、 少年野球 など	無料施設
	相模川グラウンド	サッカー、少年サッカー、 ソフトボール、少年野球 など	
	相模川多目的広場	フットサル、 ラグビー など	
	ニュースポーツ多目的広場	ニュースポーツ、 レクリエーション など	
中学校照明設備	栗原中学校夜間照明設備	サッカー、ソフトボール、 軟式野球 など	有料施設
	東中学校夜間照明設備		
	相模中学校夜間照明設備		